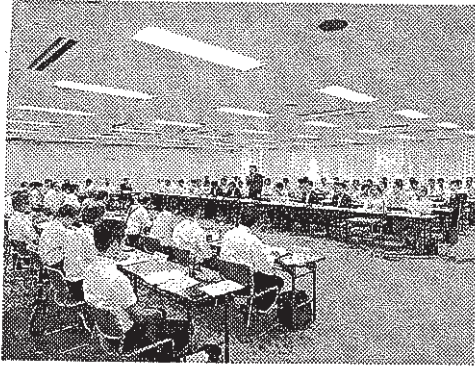


九州地方整備局は11日、福岡市の九州ビルで、総合評価技術委員会第13回全体委員会を開いた。写真。総合評価二極化の本格運用に向けて、登録基幹技能者配置の配点を引き上げるなど評価項目を見直した。11月以降の公告案件から適用する。



基幹技能者の配点アップ

二極化へ評価項目見直し

九州地方整備局は11日、福岡市の九州ビルで、総合評価技術委員会第13回全体委員会を開いた。写真。総合評価二極化の本格運用に向けて、登録基幹技能者配置の配点を引き上げるなど評価項目を見直した。11月以降の公告案件から適用する。

評価項目(河川・道路・営繕関係)は、「企業能力等」の「配置予定建設技能者の表彰実績と登録基幹技能者の配置」で加点している登録基幹技能者の配置を基幹技能者の普及促進を目的に配点を0.5点から1点に引き上げる。

これまででは2点満点の5段階評価で、優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)が2点、国土交通功労者表彰の局長表彰が1.5点、事務所長表彰が1点、登録基幹技能者の配置が0.5点だったが、4段階評価に見直し、建設マスターと局長表彰を2点、事務所長表彰を1.5点、登録基幹技能者を1点にする。

「企業の表彰」では、表彰件数が多く工事種別の区分が可能な優良施工業者表彰を対象に評価対象を当該工事種別に限定する。トンネル工事や橋梁工事などの専門性が高い業種の発注が多い技術提案評価型(S型)を対象にする。これに加え、配置予定技術者の工事成績と優秀技術者の表彰で、新たに北海道開発局の実績を地方整備局と同等に評価する。

これまででは2点満点の5段階評価で、優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)が2点、国土交通功労者表彰の局長表彰が1.5点、事務所長表彰が1点、登録基幹技能者の配置が0.5点だったが、4段階評価に見直し、建設マスターと局長表彰を2点、事務所長表彰を1.5点、登録基幹技能者を1点にする。

「企業の表彰」では、表彰件数が多く工事種別の区分が可能な優良施工業者表彰を対象に評価対象を当該工事種別に限定する。トンネル工事や橋梁工事などの専門性が高い業種の発注が多い技術提案評価型(S型)を対象にする。これに加え、配置予定技術者の工事成績と優秀技術者の表彰で、新たに北海道開発局の実績を地方整備局と同等に評価する。

委員会では、整備局が総合評価落札方式の2012年度の実施状況や13年度の方針なども報告した。河川・道路・営繕関係の実施件数は12年度が1435件、13年度第1四半期(4-6月)が665件。落札率は12年度が88.1%、13年度第1四半期が88.9%だった。13年度の試行予定件数は地元企業活用評価型が8件、地域維持型JVが22件、若手技術者評価型が17件、段階選抜方式が25件、配置予定技術者ヒアリングが27件、入札契約手続きの見直しが22件などとなっている。

基幹技能者の評価引き上げ

九州警備局 総合評価方式見直し

九州地方整備局は、建設工事入札の総合評価方式の見直しの概要を明らかにした。登録基幹技能者の配置の評価ウェートを現行の2倍に引き上げるほか、北海道開発局の工事成績・表彰実績も他の整備局と同等に評価する。技術提案評価型(S型)では優良施工業者表彰の評価を入札案件と同じ工種の評価のみに限定する。総合評価方式の「二極化」の本格運用に合わせて11月以降公告分から適用する。

見直しは河川・道路・公園・賞関係の総合評価方式が対象となる。内容については、11日に開いた同局総合評価技術委

員会全体委員会了承された。登録基幹技能者の評価の引き上げでは、建設業の担い手の確保・育成の観点や、登録基幹技能者の配置が工事の品質・安全・工程管理に寄与していることから、登録基幹技能者の普及促進のため、施工能力評価型総合評価方式で適用している登録基幹技能者の配置の評価を優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)の2分の1まで引き上げる。

具体的には「配置予定建設技能者の表彰実績および登録基幹技能者の配置」の評価項目について、これまでの「建設マスター(大臣表彰)▽優秀現場従事者(局長表彰)▽同(事務所長表彰)▽登録基幹技能者の配置」のうち5段階で0.5点刻みの2点満点評価だったが、建設マスターと優秀現場従事者の局長表彰を最高評価の2点とし、優秀現場従事者の事務所

長表彰を1.5点、登録基幹技能者の配置を1点に見直す。

配置予定技術者や企業の工事成績・表彰実績は、技術力を適切に評価するため、北海道開発局発注分についても他の地方整備局と同等に評価するよう見直す。

企業の表彰の評価については、トンネル工事や橋梁工事など専門性の高い業種では入札案件と異なる工種の工事での表彰実績の申請があり、それを評価しているのが現状。これを踏まえ、企業の技術力を適切に評価するため、専門性の高い業種の発注が多い技術提案評価型(S型)では、入札案件と同じ工種の表彰実績のみを評価する。

員会全体委員会了承された。

登録基幹技能者の評価の引き上げでは、建設業の担い手の確保・育成の観点や、登録基幹技能者の配置が工事の品質・安全・工程管理に寄与していることから、登録基幹技能者の普及促進のため、施工能力評価型総合評価方式で適用している登録基幹技能者の配置の評価を優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)の2分の1まで引き上げる。

具体的には「配置予定建設技能者の表彰実績および登録基幹技能者の配置」の評価項目について、これまでの「建設マスター(大臣表彰)▽優秀現場従事者(局長表彰)▽同(事務所長表彰)▽登録基幹技能者の配置」のうち5段階で0.5点刻みの2点満点評価だったが、建設マスターと優秀現場従事者の局長表彰を最高評価の2点とし、優秀現場従事者の事務所